

# 取締役会規則

日本農薬株式会社

昭和26年	7月	1日	改定
昭和41年	11月	1日	改定
昭和45年	3月	1日	改定
昭和50年	11月	28日	改定
昭和56年	4月	1日	改定
昭和57年	9月	28日	改定
昭和58年	12月	26日	改定
昭和60年	2月	26日	改定
昭和60年	12月	20日	改定
平成4年	12月	17日	改定
平成12年	8月	22日	改定
平成12年	9月	21日	改定
平成12年	12月	22日	改定
平成14年	9月	25日	改定
平成16年	2月	24日	改定
平成16年	3月	23日	改定
平成19年	1月	23日	改定
平成27年	12月	22日	改定
平成30年	10月	23日	改定
2020年	6月	26日	改定

# 取締役会規則

## (目的)

第1条 この規則は取締役会の運営に関する事項を定める。

- ② 取締役会の運営に関する事項については、法令又は定款に定められたほかはこの規則による。

## (構成)

第2条 取締役会はすべての取締役をもって組織する。

## (種類)

第3条 取締役会は定時取締役会と臨時取締役会とする。

## (開催)

第4条 定時取締役会は毎月1回定時に開催し、臨時取締役会は必要に応じて随時に開催する。

## (招集権者及び議長)

第5条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会長又は取締役社長がこれを招集し、議長となる。

ただし、取締役会長及び取締役社長に欠員又は事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

- ② 前項に定める招集権者以外の取締役は、会議の目的となる事項を記載した書面を招集権者に提出して取締役会の招集を請求することができる。
- ③ 前二項にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。
- ④ 第2項の請求があった日から5日以内に招集権者が取締役会の招集通知を発しないとき、又は会日を2週間以内の日として定めないときは、請求した取締役は取締役会を招集することができる。

(招集手続)

第6条 取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役に対しこれを発するものとする。

ただし緊急の必要があるときには更に短縮することができる。

また、取締役全員の同意あるときはこの限りでない。

② 招集通知には会議の目的たる事項を記載する。

ただし、止むを得ないときはこの限りでない。

(開催場所)

第7条 取締役会は原則として本社において開催する。

ただし、必要ある場合は他の場所で開催することができる。

(決議方法)

第8条 取締役会は取締役の過半数の出席により成立し、決議は出席取締役の過半数をもってこれを行う。

② 前項にかかわらず、取締役が、取締役会の決議の目的事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

③ 前二項の議題につき、特別の利害関係を有する取締役は、その審議並びに議決に加わることができない。

この場合には、その取締役の数は出席した取締役の数に算入しない。

(決議事項)

第9条 取締役会の決議事項は、本規則添付の「取締役会決議事項」及び「取締役会規則決議事項細則」によるものとする。

② 重要な業務執行の決定のうち、前項に規定される決議事項以外の事項に係る決定は、取締役会の決議によらず取締役社長に委任するものとし、当該事項は本規則添付の「取締役会委任事項」によるものとする。

(報告事項)

第10条 取締役社長は取締役会における決議又は承認事項の執行経過及びその結果について、また、法令の定めにより取締役会に報告を要する事項並びに重要な業務執行の状況について、その後の取締役会に報告するものとする。ただし、その業務を担当している取締役より報告させることができる。

(取締役以外の者の出席)

第11条 取締役会が必要と認めたときは、会議の目的たる事項に関与する者を取締役会に出席させ、その意見を徴することができる。

(議事録)

第12条 取締役会の議事の経過の要領及びその結果を議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

- ② 取締役会には議長の指名した者が出席し、その議事につき議事録を作成する。

(制定・改廃)

第13条 本規則の制定、改廃は取締役会の決議を経て行う。

(付 則)

本規則は昭和57年10月1日よりこれを施行する。

本規則の施行により従前の取締役会規則は廃止する。

- ② 平成14年 9月25日一部改定、施行する。  
③ 平成16年 2月24日一部改定、施行する。  
④ 平成16年 3月23日一部改定、施行する。  
⑤ 平成19年 1月23日一部改定、施行する。  
⑥ 平成27年12月22日一部改定、施行する。  
⑦ 平成30年10月23日一部改定、施行する。  
⑧ 2020年 6月26日一部改定、施行する。

## 取締役会決議事項

### 1. 株主総会に関する事項

- (1) 株主総会の招集及び付議議案の決定 (法 定)
- (2) 株主総会招集通知の電子化及び議決権行使の電子化 (法 定)
- (3) 株主総会の決議により委任された事項

### 2. 人事に関する事項

- (1) 代表取締役の選定及び解職 (法 定)
- (2) 取締役会長、取締役副会長、取締役社長、取締役副社長の選定及び解職
- (3) 取締役兼執行役員の業務委嘱及び解嘱
- (4) 専任執行役員の選任及び解任、業務委嘱及び解嘱
- (5) 取締役の定款規定に基づく責任限定契約及び責任軽減の決定 (法 定)
- (6) 会社と取締役の間の取引の承認 (取締役が他社の代表者又は代理人としてする取引及び第三者との間の取引で、会社と取締役との利益が相反するものを含む) (法 定)
- (7) 取締役の競業取引の承認 (法 定)
- (8) 株主総会および取締役会の招集権者・議長の事故ある場合の次順位者

### 3. 組織・規則等に関する事項

- (1) 業務の適正を確保する体制（内部統制システム）に関する事項  
(軽微な改正を除く) (法 定)
- (2) 取締役会規程、株式取扱規程の制定及び改廃
- (3) 重要な規則、制度の制定及び改廃

### 4. 株式等に関する事項

- (1) 募集株式に関する事項 (法 定)
- (2) 自己株式の取得、処分及び消却 (法 定)
- (3) 単元株式数の減少、廃止 (法 定)
- (4) 株式の分割及び株式無償割当 (法 定)
- (5) 新株予約権の発行、無償割当、消却 (法 定)

- (6) 社債及び新株予約権付社債の発行 (法 定)
- (7) 株主名簿管理人及びその事務取扱場所の決定 (法 定)

#### 5. 会社計算に関する事項

- (1) 決算案の承認 (四半期、本決算)
- (2) 事業報告及び計算書類の承認 (連結計算書類を含む) (法 定)
- (3) 臨時計算書類の承認 (法 定)
- (4) 準備金の資本組入 (法 定)
- (5) 中間配当の決定 (法 定)

#### 6. 会社財産に関する事項

- (1) 事業の全部又は一部の譲渡及び譲受 (法 定)
- (2) 重要な社外投資、貸付金
- (3) 会社財産に対する重要な抵当権、質権の設定
- (4) 重要な資産の取得、処分等の方針 (法 定)
- (5) 重要な新規建設計画
- (6) 重要な回収不能債権の処分
- (7) 多額の借財 (法 定)
- (8) 重要な債務保証

#### 7. 会社・グループ事業計画に関する事項

- (1) 経営の基本方針・中長期経営計画
- (2) 全社的事業合理化計画
- (3) 重要な新規投資計画・新規事業・新製品の企業化計画
- (4) 年次予算計画
- (5) 重要な研究開発計画
- (6) 重要な技術導入、技術導出計画
- (7) 企業の併合、重要な系列化計画 (合弁会社、子会社の設立、廃止を含む)

#### 8. その他重要な計画及び業務執行に関する事項

- (1) 重要な契約及び対外交渉
- (2) 他企業との重要な提携
- (3) 重要な訴訟、係争事件の処理
  - ・ 会社の被告取締役への補助参加
  - ・ 会社による取締役責任追及訴訟の和解
  - ・ 裁判所からの和解通知に対する異議申述決定等
- (4) 重要な対外発表、情報開示
- (5) その他重要と思われる事項

## 取締役会委任事項

### ア. 人事に関する事項

- (1) 支配人その他重要な使用人の選任及び解任
- (2) 他会社役員兼任に対する承認

### イ. 組織・規則等に関する事項

- (1) 業務組織の制定、改廃
- (2) 支店等事業所の新設、移転、廃止

### ウ. 会社・グループ事業計画に関する事項

- (1) 企業の系列化計画（本規則における取締役会決議事項を除く）

## 取締役会報告事項

- (1) 取締役会の決議又は承認事項に関する経過及びその結果
- (2) 法令の定めにより取締役会に報告を要する事項
- (3) 月次決算報告及び月次業務計画
- (4) その他重要な業務執行の状況（本規則における取締役会委任事項を含む）